

エネルギー管理士試験の課目合格者に係る免除期間の延長について

本日、「エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部を改正する省令」が公布されました。併せて、改正後の省令第 32 条の規定に基づく「経済産業省告示第 176 号」が公布されました。

これらにより、エネルギー管理士試験の一部課目の免除期間が本年 12 月 31 日までに終了する受験者が「新型コロナウイルス感染症」により今年度のエネルギー管理士試験を受けることが困難である場合には、課目免除期間が 1 年延長されることとなりましたのでお知らせします。

指定試験機関である一般財団法人省エネルギーセンターでは、従来から「37.5℃以上の発熱のある方、新型コロナウイルス感染症特有の症状(激しい咳・強いだるさ・息苦しさ・味覚又は嗅覚の異常)がある方、過去 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症の陽性者との濃厚接触があった方」についてエネルギー管理士試験の受験を自粛していただくようお願いしていますが、今回の関係法令の公布により今年度に受験を自粛されても一部課目の免除期間は来年末まで延長されます。

なお、上記理由により免除課目を除く全ての課目の試験を受験しなかった方に対しては、申請により受験手数料を返還します。申請手続きは、追って当センターウェブサイトにて 9 月上旬を目途にご案内いたします。また、受験の自粛を理由とした欠席者向けの再試験は行いません。

(参考)

○エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(抜粋)

第 32 条 試験の一部の課目に合格した者(以下「課目合格者」という。)に対しては、その合格した試験の行われた年の初めから三年以内に試験を受ける場合は、その合格した課目を免除する。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に試験を受けることとする。